**林地残材取引契約書**

様式２号

　売主　公益社団法人　島根県林業公社（以下、「甲」という。）と買主　○○○○（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（取引物件）

第２条　取引物件は、以下に表示する林地内に存置された枝条、幹部等（以下、「林地残材」という。）とする。

　　　公社造林地　　No.○○○○　（島根県○○市（町）○○　○○番地外○○）

（取引単価）

第３条　林地残材の取引単価は、次のとおりとする。



２　この契約締結後において、取引単価を変更する必要が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、取引単価の変更を行うことができるものとする。

（代金の納付）

第４条　甲は、乙から提出された実績報告書に記載されている林地残材の採取量及び買取金額を確認し、適切と判断した場合は、買取代金を乙へ請求するものとする。

２　乙は、甲から買取代金の請求を受けた日から３０日以内に、買取代金を甲が指定する口座へ支払わなければならない。

（遅延利息）

第５条　乙は、正当な理由によらないで前条に規定する支払期限までに買取代金を支払わなかった場合は、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。）を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第６条　取引物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

（損害補償）

第８条　甲は、採取を許可した期間内であっても立木の損傷を認めた場合には、即時採取を中止させることができるものとする。

２　乙が立木に損傷を与えた場合、甲は乙に対し立木補償を求めることができるものとする。

３　乙は、採取に伴い既設路網が損傷した場合には、責任をもって原形復旧を行うものとする。

４　乙は、甲から補償を求められた場合には、補償金を期限までに納付しなければならないものとする。

（契約の費用）

第９条　この契約の締結および履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第１０条　この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　公益社団法人　島根県林業公社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　佐　藤　孝　男　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞